

こころの健康相談

鈴鹿保健所地域保健課
(☎059-382-8673)

専門医が相談に応じます。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

とき 7月2日(木)

午後1時30分～3時30分(予約制)

ところ 鈴鹿保健所(県鈴鹿庁舎1階)

対象者 こころに悩みを持つ本人
またはその家族など

費用 無料

申込方法 鈴鹿保健所地域保健課

へ電話でお申し込みください。



募 集

市納涼大会 市民総踊りの練習をします

市納涼大会実行委員会事務局
(市民文化部関支所観光振興室
☎96-1215)

市納涼大会(8月1日(土)開催
予定)で行う「市民総踊り」の練習
をします。ぜひお越しください。

とき・ところ 6月14日(日)

▷午前9時30分～
青少年研修センター

▷午後1時30分～
関文化交流センター

内 容 亀山音頭、関ふれあい音
頭ほか



児童手当と 子育て世帯臨時特例給付金

市民文化部保険年金室(☎84-5005)



児童手当等を振り込みます

現況届を提出してください

すべての受給者に現況届を6月1日(月)に発送します。添付書類をご確認の上、6月30日(火)までに提出してください。

現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当を受けられなくなる場合があります。

手当を振り込みます

平成27年2月から5月までの児童手当と特例給付(受給者の所得が所得制限限度額以上の人)を6月5日(金)に各受給者の申請口座へ振り込みます。

なお受給者が公務員の場合は、勤務先から別途支給されます。

「子育て世帯臨時特例給付金」6月から申請受け付け開始

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

支給要件

▷平成27年6月分の児童手当を市から受給される人

※特例給付(児童手当の所得制限限度額以上の人に、児童1人当たり月額5,000円を支給)を受給される人は、対象となりません。

▷公務員で、住民票が亀山市(平成27年5月31日時点)にある人

※勤務先から案内がありますので、そちらもご確認ください。

対象児童 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

※臨時福祉給付金の対象となる児童や生活保護制度の被保護者にあたる児童も対象となります。

支給額 対象児童1人につき3,000円

その他 詳しい案内と申請書は、支給対象者(公務員以外)へ現況届に同封して郵送します。

臨時特例給付金に関する問合せ先

厚生労働省専用ダイヤル

☎0570-037-192 (平日の午前9時～午後6時)

平成27年臨時福祉給付金(簡素な給付措置)に関する案内は
広報かめやま9月1日号でお知らせします。

子育て世帯臨時特例給付金の“振り込め詐欺”や“個人情報の搾取”にご注意ください。



コソダテ
カクニンジャ